一の二　往診料、在宅患者訪問診療料(I)及び在宅患者訪問診療料(II)の在宅ターミナルケア加算、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料並びに在宅がん医療総合診療料に規定する在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるもの

第三の六(1)及び(2)に該当する在宅療養支援診療所及び第四の一(1)及び(2)に該当する在宅療養支援病院

一の三　往診料に規定する時間

保険医療機関において専ら診療に従事している一部の時間

一の四　往診料、在宅患者訪問診療料(I)及び在宅患者訪問診療料(II)の在宅ターミナルケア加算、在宅時医学総合管理料の注7及び注12、施設入居時等医学総合管理料の注3並びに在宅がん医療総合診療料に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準等

(1)　在宅緩和ケア充実診療所・病院加算の施設基準

在宅緩和ケアを行うにつき十分な体制が整備され、相当の実績を有していること。

(2)　在宅療養実績加算1の施設基準

緊急の往診及び在宅における看取りについて、相当の実績を有していること。

(3)　在宅療養実績加算2の施設基準

イ　緊急の往診及び在宅における看取りについて、相当の実績を有していること。

ロ　当該保険医療機関内に在宅医療を担当する医師であって、緩和ケアに関する適切な研修を受けたものが配置されていること。

一の五　在宅患者訪問診療料(I)及び在宅患者訪問診療料(II)に規定する疾病等

別表第七に掲げる疾病等

一の六　在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の施設基準等

(1)　在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の施設基準

イ　当該保険医療機関内に在宅医療の調整担当者が一名以上配置されていること。

ロ　患者に対して医療を提供できる体制が継続的に確保されていること。

(2)　在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者

別表第八の二に掲げる患者

(3)　在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料に規定する診療に係る費用

診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第二章第一部医学管理等、第二部在宅医療及び第九部処置に掲げる診療に係る費用のうち次に掲げるもの

イ　区分番号Ｂ０００に掲げる特定疾患療養管理料

ロ　区分番号Ｂ００１の４に掲げる小児特定疾患カウンセリング料

ハ　区分番号Ｂ００１の５に掲げる小児科療養指導料

ニ　区分番号Ｂ００１の６に掲げるてんかん指導料

ホ　区分番号Ｂ００１の７に掲げる難病外来指導管理料

ヘ　区分番号Ｂ００１の８に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料

ト　区分番号Ｂ００１の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料

チ　区分番号Ｂ００１の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料

リ　区分番号Ｂ００１－３に掲げる生活習慣病管理料

ヌ　区分番号Ｃ００７の注３に掲げる衛生材料等提供加算

ル　区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料

ヲ　区分番号１０１２－２の注３に掲げる衛生材料等提供加算

ワ　区分番号Ｊ０００に掲げる創傷処置

カ　区分番号Ｊ００１－７に掲げる爪甲除去

ヨ　区分番号Ｊ００１－８に掲げる穿刺排膿後薬液注入

タ　区分番号Ｊ０１８に掲げる喀痰吸引

レ　区分番号Ｊ０１８－３に掲げる干渉低周波去痰器による喀痰排出

ソ　区分番号Ｊ０４３－３に掲げるストーマ処置

ツ　区分番号Ｊ０５３に掲げる皮膚科軟膏処置

ネ　区分番号Ｊ０６０に掲げる膀胱洗浄

ナ　区分番号Ｊ０６０－２に掲げる後部尿道洗浄（ウルツマン）

ラ　区分番号Ｊ０６３に掲げる留置カテーテル設置

ム　区分番号Ｊ０６４に掲げる導尿（尿道拡張を要するもの）

ウ　区分番号Ｊ１１８に掲げる介達牽引

ヰ　区分番号Ｊ１１８－２に掲げる矯正固定

ノ　区分番号Ｊ１１８－３に掲げる変形機械矯正術

オ　区分番号Ｊ１１９に掲げる消炎鎮痛等処置

ク　区分番号Ｊ１１９－２に掲げる腰部又は胸部固定帯固定

ヤ　区分番号Ｊ１１９－３に掲げる低出力レーザー照射

マ　区分番号Ｊ１１９－４に掲げる肛門処置

ケ　区分番号Ｊ１２０に掲げる鼻腔栄養

(4)　頻回訪問加算に規定する状態等にある患者

別表第三の一の二に掲げる者

(5)　在宅時医学総合管理料の注８（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する基準

保険医療機関であって、主として往診又は訪問診療を実施する診療所以外の診療所であるものとして、地方厚生局長等に届け出たものであること。

(6)　在宅時医学総合管理料の注10（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者

別表第八の三に掲げる患者

(7)　在宅時医学総合管理料の注11及び施設入居時等医学総合管理料の注４に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者

別表第八の四に掲げる患者

一の六の二　オンライン在宅管理料の施設基準等

(1)　オンライン在宅管理料の施設基準

オンライン診療料に係る届出を行った保険医療機関であること。

(2)　厚生労働大臣が定める患者

在宅時医学総合管理料を算定している患者であって、当該管理料の所定点数を算定すべき医学管理を最初に行った月から六月を経過しているもの。

一の七　歯科訪問診療料の注７に規定する時間

保険医療機関において専ら診療に従事している一部の時間

一の八　歯科訪問診療料の注13に規定する基準

歯科医療を担当する保険医療機関であって、主として歯科訪問診療を実施する診療所以外の診療所であるものとして、地方厚生局長等に届け出たものであること。